

受理第30-4号

陳情書等

件名

高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけて
の陳情

2018年8月20日

宇治市議会議長
坂下弘親 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊賢治

高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての陳情

【陳情趣旨】

住民のいのちと暮らしを守るための貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第一号被保険者(65歳以上)が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料をはじめ社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっています。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を越える市町村で「みなし指定」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっています。京都府内でもこうした事業所の撤退でサービスを受けられない、受けるのを控える人が増えています。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に抬轎がかかる危険があります。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネジャーが委縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいます。

これらの度重なる介護保険制度の改悪によって、住民のなかに不安と困難が広がっていることから、すべての高齢者が安心して暮らせるために、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

記

【陳情項目】

- 1、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するよう見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3、サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。

高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての意見書(案)

国民のいのちと暮らしを守るための貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第一号被保険者(65歳以上)が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料をはじめ社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっています。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を越える市町村で「みなし指定」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっています。京都府内でもこうした事業所の撤退でサービスを受けられない、受けるのを控える人が増えています。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に抬轎がかかる危険があります。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネジャーが委縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいます。

これらの度重なる介護保険制度の改悪によって、国民のなかに不安と困難が広がっていることから、下記の項目について要望いたします。なにとぞご高配たまわりご尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 1、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するよう見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3、サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

○○議会
議長 ○○○○

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣